

中央区告示第百二十三号

令和四年七月二十九日付け中央区告示第百二十四号により告示した地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定納付受託者の指定について、当該指定納付受託者が取り扱うことのできる公金を追加することとしたため、告示します。

令和八年四月二十日

中央区長 山本泰



一 指定納付受託者

名称 株式会社トラストバンク

代表取締役社長 大井 潤

所在地 東京都品川区上大崎三丁目一番一号

## 二 対象の事務

LOGOフォームを利用した公金の納付事務

## 三 追加する公金

(一) 中央区事務手数料条例第二条に規定する事務手数料のうち、総務部税務課において所掌する特別区民税、都民税及び森林環境税に係る証明手数料及び送付に要する費用

(二) 中央区事務手数料条例第二条に規定する事務手数料のうち、区民部区民生活課において所掌する次の手数料（本籍地が中央区かつ請求をする本人の証明書に限る。）及び送付に要する費用

ア 戸籍の附票の写しに関する手数料

イ 身分証明書に関する手数料

ウ 独身証明書に関する手数料

(三) 中央区事務手数料条例第五条の二に規定する事務手数料のうち、区民部区民生活課において所掌する次の手数料（本籍地が中央区かつ請求をする本人の証明書に限る。）及び送付に要する費用

ア 戸籍全部事項証明書又は

戸籍個人事項証明書

イ 除籍全部事項証明書又は

除籍個人事項証明書

(四) 中央区が取り扱う物品等の代金

四 対応開始日

令和八年五月一日